静岡県木材青壮年団体連合会会則

第1条 目的
　本会は、会員相互の親睦と業界の発展を図ることを目的とする。

第2条　名称
　本会は静岡県木材青壮年団体連合会とする。

第3条　事務所
　本会の事務所は静岡県木材協同組合連合会内に置く。

第4条　事業
　本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
　(1) 木材界における諸問題についての調査、研究、開発の実施
　(2) 経営管理近代化の研究ならびに研修会の開催
　(3) 会員相互の研讃ならびに情報交換
　(4) 広報誌の発行
　(5) その他幹事会で必要と認めた事業

第5条　会員
　1　本会は、次の団体をもって組織する。
　(1) 静岡県内における各地域の木材青壮年団体。
　(2) 静岡県木材協同組合連合会会員を構成する組合員の事業者および従業員の個人。
　2　本会の会員たる資格を有する者より加入の申し出があったときは、定例会においてその諾否を決する。

第6条　役員
　本会の業務を処理するため次の役員を置く。
　幹　　事　7～15 名
　会計監事　2 名

第7条　幹事
　1　役員の任期は 1 年とする。
　2　役員は加入団体の正副会長またはこれに準ずるものおよび個人会員とし、総会により選出する。

第8条　会長・副会長
　幹事のうち 1 名を会長、1～3 名を副会長とし、定例会において選出する。

第9条　顧問・相談役
　1　本会に顧問および相談役をおくことができる。
　2　顧問および相談役は、定例会の議決を経て会長が委嘱する。

第10条　会議
　1　本会の会議は、総会および定例会とする。
　2　定時総会は毎年 5 月末日までに開き、 臨時総会および定例会は必要の都度開く。

第11条　会計
　1　本会の会計は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。
　2　本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

第12条　細則
　本会則に明示なき事項については、定例会において定める。

附則　本会則は、令和 4 年 10 月 4 日より施行する。